

議題 2 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 4 号))

令和 8 年度公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
教職員定数の配分方針について

標記について、次のとおり決定する。

令和 8 年 1 月 19 日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣 旨]

府内における公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の配置の適正化を行い、もって教育水準の維持向上を図る観点から、毎年度策定するものである。

令和8年度 公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等に基づく教職員の配置

定数配分は、各小学校・中学校の学級数を基礎として算定する。

ただし、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

1 校長・教員

(1) 別表に掲げる数を配置

ただし、分校については、別表に掲げる数から2を減じた数を配置

なお、学級数については、小学校全学年及び中学校第1学年は35人編制、中学校その他の学年は40人編制により算出した数とする。

(2) 教育課題等に対応するための配置

①少人数による授業などきめ細かな指導を行うための配置

②小学校において専科指導を行うための配置

③通級指導を行う学校に配置

④児童・生徒への支援を行うための配置

⑤学校マネジメント機能強化に向けて配置する首席の負担軽減を図るための配置

⑥生徒指導の対応のための配置

⑦夜間学級に関し、実情に応じ配置（夜間学級は別表を適用しない。）

⑧学校の統合に関し、実情に応じ配置

⑨教育指導の改善等に関する特別な研究が行われている学校に対し、実情に応じ配置

2 養護教員

(1) 小学校・中学校（9学級以下の分校を除く。）に各1名

(2) 小学校の児童数851人以上・中学校の生徒数801人以上の学校に更に1名

(3) 児童生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校等に、実情に応じ配置

3 事務職員

- (1) 小学校・中学校（9学級以下の分校を除く。）に各1名
- (2) 小学校27学級以上、中学校21学級以上の学校に更に1名
- (3) 要保護・準要保護の児童・生徒数が100人以上かつ25%以上の小学校・中学校に更に1名
(ただし、(2)に該当する学校については配置しない。)
- (4) きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の強化対応を行う学校に、実情に応じ配置

4 栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養職員）

- (1) 単独調理校に完全給食実施児童・生徒数を考慮し配置
- (2) 完全給食実施児童・生徒数が1,500人以下の共同調理場に各1名
完全給食実施児童・生徒数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に各2名
完全給食実施児童・生徒数が6,001人以上の共同調理場に各3名
- (3) 児童生徒の食の指導への対応を行う学校に、実情に応じ配置

5 その他必要と認められる場合、教職員定数の範囲内で配置

- (1) 長期研修の受講や在外教育施設への派遣、その他やむを得ないと認められる者に対応するための配置
- (2) その他必要と認められる事情が存する学校へ配置

6 義務教育学校に関する読み替え

上記の配分方針は、義務教育学校に適用する。この場合において、各規定に「小学校」とあるのは「義務教育学校の前期課程」と、「中学校」とあるのは「義務教育学校の後期課程」と読み替えるものとする。

別表

1 小学校

学級数	校長・ 教員	養護 教員	事務 職員	計
1	4	1	1	6
2	5	1	1	7
3	6	1	1	8
4	7	1	1	9
5	8	1	1	10
6	9	1	1	11
7	10	1	1	12
8	11	1	1	13
9	12	1	1	14
10	13	1	1	15
11	14	1	1	16
12	15	1	1	17
13	17	1	1	19
14	18	1	1	20
15	19	1	1	21
16	20	1	1	22
17	21	1	1	23
18	22	1	1	24
19	23	1	1	25
20	24	1	1	26
21	25	1	1	27
22	27	1	1	29
23	28	1	1	30
24	29	1	1	31
25	30	1	1	32
26	31	1	1	33
27	32	1	2	35
28	33	1	2	36
29	34	1	2	37
30	35	1	2	38

学級数	校長・ 教員	養護 教員	事務 職員	計
31	36	1	2	39
32	37	1	2	40
33	38	1	2	41
34	39	1	2	42
35	40	1	2	43
36	42	1	2	45
37	43	1	2	46
38	44	1	2	47
39	45	1	2	48
40	46	1	2	49
41	47	1	2	50
42	48	1	2	51
43	49	1	2	52
44	50	1	2	53
45	51	1	2	54
46	53	1	2	56
47	54	1	2	57
48	56	1	2	59
49	57	1	2	60
50	58	1	2	61
51	59	1	2	62
52	60	1	2	63
53	61	1	2	64
54	62	1	2	65
55	63	1	2	66
56	64	1	2	67
57	65	1	2	68
58	66	1	2	69
59	67	1	2	70
60	68	1	2	71

※学級数については、35人編制により算出した数とする

別表

2 中学校

学級数	校長・ 教員	養護 教員	事務 職員	計
1	5	1	1	7
2	7	1	1	9
3	9	1	1	11
4	10	1	1	12
5	11	1	1	13
6	13	1	1	15
7	14	1	1	16
8	15	1	1	17
9	17	1	1	19
10	18	1	1	20
11	19	1	1	21
12	21	1	1	23
13	22	1	1	24
14	23	1	1	25
15	25	1	1	27
16	26	1	1	28
17	28	1	1	30
18	29	1	1	31
19	31	1	1	33
20	32	1	1	34
21	34	1	2	37
22	36	1	2	39
23	37	1	2	40
24	38	1	2	41
25	40	1	2	43
26	41	1	2	44
27	43	1	2	46
28	44	1	2	47
29	46	1	2	49
30	47	1	2	50

学級数	校長・ 教員	養護 教員	事務 職員	計
31	49	1	2	52
32	50	1	2	53
33	52	1	2	55
34	53	1	2	56
35	55	1	2	58
36	56	1	2	59
37	57	1	2	60
38	58	1	2	61
39	59	1	2	62
40	61	1	2	64
41	62	1	2	65
42	64	1	2	67
43	65	1	2	68
44	67	1	2	70
45	68	1	2	71
46	70	1	2	73
47	71	1	2	74
48	73	1	2	76
49	74	1	2	77
50	76	1	2	79
51	77	1	2	80
52	79	1	2	82
53	81	1	2	84
54	82	1	2	85
55	84	1	2	87
56	85	1	2	88
57	87	1	2	90
58	88	1	2	91
59	89	1	2	92
60	91	1	2	94

※学級数については、第1学年は35人編制、その他の学年は40人編制により算出した数とする

令和8年度高等学校教職員定数の配分方針

第1 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」等に基づく教職員の配置
なお、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

1 校長

- ・学校（分校を除く）に各1名

2 准校長

- ・本校については、定時制の課程（昼間においてのみ授業を行う課程及び閉課程を除く）又は通信制の課程に1名
- ・分校に1名

3 教頭

- ・本校については、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に各1名
- ・分校に1名
- ・別途、学校の実情を勘案し更に1名

4 教員

- (1)別表第1を基準に配置
- (2)特色づくりの推進、学習指導の充実及び教育課題への対応のための配置
 - ①総合学科
 - ②単位制
 - ③専門学科、通信制、普通科設置専門コース等
 - ④多様な学び実践校
 - ⑤普通教科少人数指導
 - ⑥修業年限弾力化
 - ⑦日本語指導が必要な生徒選抜
 - ⑧自立支援推進
 - ⑨通級指導
 - ⑩ガイダンス機能の充実
 - ⑪研究校等
 - ⑫進路保障
 - ⑬生徒指導・中途退学対応
 - ⑭地域連携の充実
 - ⑮学校経営推進
 - ⑯日本語指導の充実

5 養護教員

- ・本校については、全日制の課程及び定時制の課程に各 1 名、通信制の課程に 2 名
- ・分校に 1 名
- ・別途、学校の実情を勘案し更に 1 名

6 実習助手

- (1) 普通科、商業科、グローバルビジネス科、総合学科、国際文化科、文理学科、教育文理学科、総合学科を置く全日制・定時制の課程の学校
 - ・別表第 2 を基準に配置
- (2) 職業系学科（商業科、グローバルビジネス科、総合学科、国際文化科、文理学科、教育文理学科、総合学科を除く。）を置く全日制・定時制の課程及び通信制の課程の学校
 - ・学級数等を勘案し、別途配置

7 事務職員

- ・別表第 3 を基準に配置

第 2 学校運営上必要な職員の府単独配置

1 校務員

- ・退職あと不補充により配置数を削減

2 農芸員

- ・農業に関する学科を置く学校に、学級数及び施設等を勘案し配置

第 3 市立高等学校定時制の課程教職員（府費負担教職員）定数配分基準

府立高等学校教職員定数の配分方法に準ずる。

第 4 再編整備中の学校は別途通知

(別表第1)

教員

- 以下の表を基準に、学校の実情を勘案し配置

1 全日制の課程

学級数	基本教員数	学級数	基本教員数	学級数	基本教員数
1	5	1 7	3 7	3 3	6 3
2	7	1 8	3 8	3 4	6 4
3	8	1 9	4 0	3 5	6 6
4	1 0	2 0	4 2	3 6	6 7
5	1 3	2 1	4 4	3 7	6 9
6	1 5	2 2	4 6	3 8	7 0
7	1 7	2 3	4 8	3 9	7 2
8	1 9	2 4	4 9	4 0	7 3
9	2 1	2 5	5 1	4 1	7 5
1 0	2 3	2 6	5 2	4 2	7 6
1 1	2 5	2 7	5 4	4 3	7 8
1 2	2 7	2 8	5 5	4 4	7 9
1 3	2 9	2 9	5 7	4 5	8 1
1 4	3 1	3 0	5 8	4 6	8 2
1 5	3 3	3 1	6 0	4 7	8 4
1 6	3 5	3 2	6 1	4 8	8 5

学級数は、収容定員を40人で除した数とする。

2 定時制の課程

学級数	基本教員数	学級数	基本教員数	学級数	基本教員数
1	5	1 0	1 7	1 9	3 0
2	7	1 1	1 9	2 0	3 1
3	8	1 2	2 0	2 1	3 2
4	9	1 3	2 2	2 2	3 3
5	1 0	1 4	2 3	2 3	3 5
6	1 2	1 5	2 5	2 4	3 6
7	1 3	1 6	2 6	2 5	3 7
8	1 4	1 7	2 7	2 6	3 8
9	1 6	1 8	2 9	2 7	4 0

学級数は、収容定員を40人で除した数とする。

3 農業、工業又は商業に関する学科等を置く学校に、学級数及び施設等を勘案し配置

4 通信制の課程

別途配置

(別表第2)

実習助手

- 以下の表を基準に、学校の実情を勘案し配置

1 普通科、商業科、グローバルビジネス科、教育文理学科を置く全日制及び定時制の課程の学校

区分	人 数
6学級～24学級	1
25学級以上	2

2 総合学科、国際文化科、文理学科、総合学科を置く全日制の課程の学校

区分	人 数
1に加え 別途調整加配	1

(別表第3)

事務職員

- 以下の表を基準に、学校の実情を勘案し配置

1 全日制及び多部制単位制I・II部の課程

区分（上記課程の計）	基 本	農業・工業 調整加配
1学級～32学級	3	
33学級～41学級	4	1
42学級以上	5	

2 定時制及び多部制単位制III部の課程

区分（上記課程の計）	基 本	農業・工業 調整加配
1学級～15学級	2	
16学級以上	3	1

3 通信制の課程

別途配置

令和8年度特別支援学校教職員定数の配分方針

第1 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」等に基づく教職員の配置

なお、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

1 校長

・学校（分校を除く。）に各1名

2 准校長

・高等部を有する学校のうち、児童・生徒数及び教職員数を勘案し配置

3 教頭

(1)学校に各1名

(2)学部数及び学級数等を勘案し更に1名

4 教員

(1)別表第1を基準に配置

(2)地域支援や地域交流の充実を図るため、学校の実情を勘案し配置

(3)障がい種別に応じた自立活動の指導や個別指導の充実を図るため、学校規模や学校の実情を勘案し配置

(4)寄宿舎を有する学校に寄宿する児童・生徒数を勘案し配置

(5)進路指導の充実を図るため、学校の実情を勘案し配置

(6)生徒指導の充実を図るため、学校の実情を勘案し配置

(7)聴覚支援学校の通級指導の充実を図るため、学校の実情を勘案し配置

5 養護教員

(1)学校に各1名

(2)別途、学校の実情を勘案し更に1名

6 寄宿舎指導員

・寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数を基準に配置

7 実習助手

(1)学校の種別及び規模に応じて配置

(2)高等部を置く学校にあっては、設置学科その他の実情に応じて配置

8 事務職員

・学級数及び施設等を勘案し配置

9 栄養教諭

・完全給食を実施する学校に各1名

第2 学校運営上必要な教職員の府単独配置

1 校務員

・退職あと不補充により配置数を削減

2 通学バス担当要員

・退職あと不補充により配置数を削減

3 給食調理員

・退職あと不補充により配置数を削減

第3 市立特別支援学校（府費負担教職員）配分基準

府立特別支援学校教職員定数の配分方法に準ずる。

(別表第1)

教員

- 以下の表を基準に、学校の実情を勘案し配置

学級数	小学部基本教員数	中学部基本教員数	高等部基本教員数
1	2	2	2
2	3	4	4
3	5	6	6
4	6	7	8
5	7	9	10
6	8	10	12
7	9	12	14
8	10	14	16
9	11	15	18
10	12	17	20
11	13	19	22
12	15	19	24
13	16	20	26
14	17	22	28
15	18	23	30
16	19	25	32
17	20	27	34
18	22	28	36
19	22	30	38
20	23	31	40
21	25	33	42
22	26	34	44
23	27	36	46
24	28	36	48
25	29	38	50
26	30	39	52
27	31	41	54
28	32	42	56
29	33	44	58
30	34	45	60
31	35	47	62
32	36	48	64
33	37	49	66
34	38	51	68
35	39	53	70
36	40	53	72
37	41	54	74
38	43	56	76
39	44	57	78
40	45	59	80
41	46	60	82
42	47	62	84
43	48	63	86
44	49	65	88
45	50	66	90

幼稚部については小学部の欄を、専攻科・別科については高等部の欄を適用

高等部の46学級以上については、学級数に2を乗じて得た数を配置

(参考) 令和8年度公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針の新旧対照表

新	旧
令和8年度公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針	令和7年度公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針
1 校長・教員 (1) 別表に掲げる数を配置 ただし、分校については、別表に掲げる数から2を減じた数を配置 なお、学級数については、 <u>小学校全学年及び中学校第1学年は35人編制、中学校その他の学年は40人編制</u> により算出した数とする。 (2) (略)	1 校長・教員 (1) 別表に掲げる数を配置 ただし、分校については、別表に掲げる数から2を減じた数を配置 なお、学級数については、 <u>小学校は35人編制、中学校は40人編制</u> により算出した数とする。 (2) (略)
2 養護教員 (1)～(2) (略) (3) 児童生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校等に、実情に応じ配置 3～6 (略)	2 養護教員 (1)～(2) (略) (3) 児童生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校に、実情に応じ配置 3～6 (略)
別表 1 (略) 2 中学校 <u>※学級数については、第1学年は35人編制、その他の学年は40人編制</u> により算出した数とする。	別表 1 (略) 2 中学校 <u>※学級数については、40人編成</u> により算出した数とする。